償却資産申告の手引き

平素より本市税務行政につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税につきましては、土地や家屋のほかに機械や備品などの償却資産(事業用資産)についても課税対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在、加須市内に所有する償却資産について申告することが定められております(地方税法第383条)。

つきましては、同封いたしました償却資産申告書等に必要事項をご記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

加須市役所

1 申告が必要な方

法人や個人で事業を営んでいて、1月1日現在、償却資産(事業用資産)を所有している方。 ※太陽光パネル等を家屋に設置し、売電収入を得ている方も、申告が必要となります。

2 申告期限

◆◆◆申告期限は1月31日です(地方税法第383条)◆◆◆

3 申告の方法

(1) 提出方法

償却資産申告書及び種類別明細書を各1部提出してください。

受領印等が必要な場合は、提出される申告書等のコピー及び返信用封筒を同封し提出してください。 窓口でのご提出以外にも、郵送及び eLTAX (地方税電子申告) <u>での申告</u>も受け付けております。

(2) 記入方法 (記入例参照)

今年度申告をされている場合には、申告書に前年前に取得したものの価額が印刷されておりますので、 資産の減少・修正・増加等をご記入してください。なお新規に申告する方は、全資産を申告してください。 資産の増減がない場合でも申告書の備考欄に「増減なし」と記入のうえ、提出してください。また該当す る償却資産がない場合は、「該当資産なし」と記入のうえ、提出してください。

- (3) 廃業・解散・合併・移転等された場合 廃業・解散・合併・移転等された場合は、その旨を備考欄に記入して提出してください。
- (4) 休業中の場合

休業中の場合であっても事業に供する目的をもって償却資産を所有し、かつ事業の用に供される状態に ある資産であれば、申告書の提出をお願いします。

(5) 特例対象資産がある方の場合

前年中に取得された償却資産が特例等対象資産の場合には、特例等対象資産であることが確認できる書類が初年度のみ必要となります。また種類別明細書等に特例等対象資産であることを記入してください。 (例)

	必要な添付書類	
生産性向上に資する資産	認定申告書の写し	
	認定書の写し	
	工業会証明の写し	

(6) 申告書の提出先

〒347-8501 埼玉県加須市三俣2丁目1番地1



加須市役所 税務課 資産税担当

電話 0480-62-1111 内線(123、124、125)



Q 加須市 償却資産

4 実地調査

提出された償却資産申告書にもとづいて、必要により事業所の実地調査を行う場合があります(地方税法第353条及び第408条)。実地調査を行う際には、事業所に備えてある固定資産台帳等の写しの提出等ご協力お願いいたします。

5 償却資産の範囲

(1) 申告の対象となる資産

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。なお、一部でも事業に用した資産はその全てが対象となります。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

· 簿外資産

· 減価償却済資産

・ 遊休資産及び未稼働資産

・ 建設仮勘定で経理されている資産

(2) 申告の対象外となる資産

次の資産は課税の対象とならないため、申告の対象外となります。

- 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産
- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車及び軽自動車等
- ・ 耐用年数(使用可能期間)が1年未満のもの
- ・ 取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (3) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税	固定資産税(償却資産)
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
(平成11年1月1日	20万円未満	減価償却	申告対象
以後に取得した資産)	20万円以上	減価償却	申告対象
は 1 の担人	10万円未満	損金算入	申告対象外
法人の場合		3年間一括償却	申告対象外
(亚武10年4月1日		減価償却	申告対象
(平成10年4月1日	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
以後に開始された事業	20万円未満	減価償却	申告対象
年度に取得した資産)	20万円以上	減価償却	申告対象

6 その他

- (1) 不明点がありましたら、担当までお問合せください。
- (2) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に 処することがあります。また正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条並びに加 須市税条例第75条第1項の規定により10万円以下の過料を科することがあります。

7 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例示
	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設の外構工事、看板(広告塔等)、受変電設備、予備電源設備、中央監視装置、電力引込設備、LAN設備等
	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
	大型特殊自動車(分類番号が「0、00~09、000~099」、「9、90~99、900~999」の車両)、構 内運搬車、貨車、客車等
16 1 0 2 0 17 / 14 16 15	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

8 業種別償却資産の具体例

業 種	主な償却資産の例示
共 通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門・塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、案内板、中央監視装置、LAN設備、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、自動販売機、ブラインド等
製造業	旋盤、ボール盤、プレス機、梱包機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生 設備、金属製品製造設備、食品製造設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機、製版機等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、発電機、ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両 (軽自動車税の対象となるものを除く)、大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、防火壁、測定工具、検査工具等
料理飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷凍冷蔵庫、日よけ、室内装飾品、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール等
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、陳列棚、陳列台、冷凍冷蔵庫、日よけ等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容·美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医科•歯科業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT 装置、MRI装置、各種検査機器、歯科診療ユニット等)、ガス(麻酔等)設備、各種事務機器、待合室 用椅子等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備、ボイラー等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機、白線等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防 犯監視設備、事務機器、内外装等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等

9 主な償却資産の耐用年数表

	順却頁度の刪用牛致衣				
1 構築物及び致	<u> </u>	耐用年数		→ +> 尚 +n次 立	社田在 第
		1		主な償却資産	耐用年
広告用のもの	金属造のもの	20	電気設備	蓄電池電源設備	6
Λ3 // ±6=0 73 - δ	その他のもの		(照明設備を含む)		15
緑化施設及び	工場緑化施設	7	給排水又は衛生		15
庭園	その他の緑化施設及び庭園	20		冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下のもの)	13
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は	15		その他のもの	15
舗装道路及び	石敷のもの		アーケード又は	主として金属製のもの	15
舗装路面	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	日よけ設備	その他のもの	8
	ビチューマルス敷のもの	3	店用簡易装備	then I I a	3
門、塀	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの		可動間仕切り	簡易なもの	3
	石造のもの	35	3201-312 23 7	その他のもの	15
	土造のもの	20			
	金属造、木造のもの	10			
2 機械及び装置	<u> </u>				
	主な償却資産	耐用年数		主な償却資産	耐用年数
太陽光発電設備		17		金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネーム	6
食料品製造業用語		10	用設備	プレート製造業用設備	U
飲料、たばこ又は	飼料製造業用設備	10	電気機械器具製造	造業用設備	7
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉	3	情報通信機械器具製造業用設備		8
	炭素繊維製造設備 その他の設備	7	輸送用機械器具	製造業用設備	9
	その他の設備	7	通信業用設備		9
パルプ、紙又は紙	加工品製造業用設備	12	倉庫業用設備		12
	デジタル印刷システム設備	4	飲食料品小売業月	月設備	9
	製本業用設備	7		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	· 長製品製造業用設備	7	宿泊業用設備	THE PERSON NAMED IN THE PE	10
ゴム製品製造業用			飲食店業用設備		8
窯業又は土石製品				美容業又は浴場業用設備	13
<u> </u>	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スク		自動車整備業用		15
<u> </u>		5	口到平正师未用。	X IIII	13
	フノン加工処理采用設備				
3 船舶					
3 万百万日	→ +>/尚+□次 立	耐用年数		<u>↑ か</u> 農+n次	THE # 1
- - -12 1	主な償却資産		48 1 71	主な償却資産	耐用年数
モーターボート	T	4	ボート・ヨット		5
/ 1					
4 航空機(省略					
5 車両及び運掘	*** *				
	主な償却資産	耐用年数		主な償却資産	耐用年数
フォークリフト(小き	型特殊自動車以外のもの)	4	自転車		2
6 工具、器具及	TO NIDHA				
	主な償却資産	耐用年数		主な償却資産	耐用年数
	至工具(電気又は電子を利用するものを含む)	5	インターホーン及び		6
治具及び取付工具		3	電話設備その他	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
型(型枠を含む)、	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、		の通信機器	その他のもの	10
鍛圧工具及び打	ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2	時計		10
抜工具	その他のもの	3	度量衡器		5
切削工具		2	試験又は測定機器	<u></u> \$	5
事務机、事務いす	主として金属製のもの				5
及びキャビネット	その他のもの	8	引伸機、焼付機、		8
及びキャビネット	その他のもの 接客業用のもの	8 5			8
	接客業用のもの	5	看板、ネオンサイン	ン及び気球	3
及びキャビネット 応接セット		5 8	看板、ネオンサインマネキン人形及び	ン及び気球 (模型	3 2
及びキャビネット 応接セット ベッド	接客業用のものその他のもの	5 8 8	看板、ネオンサイン	ン及び気球 模型 手さげ金庫	3 2 5
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす	接客業用のものその他のもの	5 8 8 5	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	ン及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの	3 2 5 20
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び	接客業用のものその他のもの	5 8 8 5 6	看板、ネオンサインマネキン人形及び	ン及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの g	3 2 5 20 5
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす	接客業用のものその他のもの	5 8 8 5 6 8	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの B 消毒殺菌用機器	3 2 5 20 5 4
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース	接客業用のものその他のもの冷凍機付又は冷蔵機付のものその他のもの接客業用のもの	5 8 8 5 6 8 5	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 景 消毒殺菌用機器 手術機器	3 2 5 20 5 4 5
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの	5 8 8 5 6 8 5 15	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器	3 2 5 20 5 4 5 7
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの	5 8 8 5 6 8 5 15	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 景 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器	3 2 5 20 5 4 5 7
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの をの他のもの をの他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 景 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット	3 2 5 20 5 4 5 7
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5	看板、ネオンサインマネキン人形及び 金庫	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 景 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器	3 2 5 20 5 4 5 7 6
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月 電気冷蔵庫、電気	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 景 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット	3 2 5 20 5 4 5 7 6
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月 電気冷蔵庫、電気	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	3 2 5 20 5 4 5 7 6
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月電気冷蔵庫、電気カーテン、座ぶとん	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ	3 2 5 20 5 4 5 7 6
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月電気冷蔵庫、電気カーテン、座ぶとん	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ル、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月電気冷蔵庫、電気カーテン、座ぶとん	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機を	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月電気冷蔵庫、電気 カーテン、座ぶとん	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 、、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 又は劇場用のもの その他のもの	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3	看板、ネオンサイ: マネキン人形及び 金庫 理容又は美容機器 医療機器	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用気冷蔵庫、電気 カーテン、その他 にゆうたんその他 の味用敷物 食事又は厨房用	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの をの他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 が、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 又は劇場用のもの との他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3 3	看板、ネオンサイ:マネキン人形及び金庫 理容又は美容機器 医療機器	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用気冷蔵庫、電気 カーテン、その他 しゆらたんその他 食事又は厨房用	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの ン、テープレコーダーその他の音響機器 用機器 洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 、、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 又は劇場用のもの との他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3 3 6 2 5	看板、ネオンサイ: マネキン人形及び 金庫 理容又は美容機器 医療機器 パチンコ器、ビンコスポーツ具	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8 4 6 2 3
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、テレビジョ 冷房用又は暖房月電気冷蔵庫、電気カーテン、座ぶとん	接客業用のもの その他のもの 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの 接客業用のもの をの他のもの をの他のもの をの他のもの その他のもの その他のもの その他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの との他のもの に類する電気又はガス機器 は、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 又は劇場用のもの との他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの ん。ーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3 3 6 2 5 4	看板、ネオンサイ: マネキン人形及び 金庫 理容又は美容機等 医療機器 パチンコ器、ビンコスポーツ具 葬儀用具	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8 4 6 2 3 3
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、又は暖房所 電気冷蔵庫、電気 カーテン、その他 の床用敷物 食事又は厨房用 電子計算機	接客業用のもの その他のもの ・	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3 	看板、ネオンサイ: マネキン人形及び 金庫 理容又は美容機等 医療機器 パチンコ器、ビンコスポーツ具 葬儀用具 楽器	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの 「器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8 4 6 2 3 3 5
及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び 陳列ケース その他の家具 ラジオ、又は庫、電気カーテン、その他の 食事 にいる。 では、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これができる。これが、これができる。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、	接客業用のもの その他のもの ・	5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 3 	看板、ネオンサイ: マネキン人形及び 金庫 理容又は美容機等 医療機器 パチンコ器、ビンコスポーツ具 葬儀用具	レ及び気球 模型 手さげ金庫 その他のもの 器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの 「器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	3 2 5 20 5 4 5 7 6 7 6 8 4 6 2 3 3